

令和2年4月24日

財務省 御中

一般社団法人 日本レジャーホテル協会
会長 清水 祐侍

本部所在地 東京都千代田区四番町 11-3
連絡先電話番号 03-6261-2183

新型コロナウイルス感染症特別貸付に関する要望書

要旨

日本政策金融公庫、信用保証協会を始めとする金融機関が、旅館業法に基づく許可を取得して旅館・ホテル営業を営むレジャーホテル業者に対して、他の旅館・ホテル業者と異なる差別的な取り扱いをすることなく、他の旅館・ホテル業者と同等の取り扱いをして下さるよう要望いたします。

理由

- 1、今般の新型コロナウイルス感染症の流行により旅館・ホテル業界は大打撃を受けており、日本政策金融公庫を始めとする金融機関の融資を必要としているにもかかわらず、旅館・ホテル業者のうちレジャーホテル業者のみがその対象から事実上除外されております。
- 2、特に日本政策金融公庫及び信用保証協会は、従前から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）が定める基準とは異なる基準を用いて、融資の対象から風俗営業ではないレジャーホテル業者をも事実上除外してきました。
- 3、緊急事態宣言地域におけるレジャーホテル業者の直近売上は前年比 60～90%減少、全国のレジャーホテルでも同様に大変厳しい経営環境におかれております。繋ぎ融資が不可能な現況では廃業せざるを得ず、1兆円産業ともいわれるレジャーホテル業界に携わる 14 万人もの従業員の解雇や、取引先との契約解除など、業界周辺関係者の停頓も避けられません。
- 4、レジャーホテル業者はすべて国が定める旅館業法に基づく許可を取得して旅館・ホテル営業を営む者であり、宿泊予約サイトを導入するなどしてオリンピックに向けた訪日外客の受入れにも積極的に取り組んでまいりました。
- 5、今後より一層訪日外客の受入れを強化していくなかで、苦境に立つレジャーホテル業者の経営環境を整備していただきたくお願い申し上げます。 以上